

## 高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内



このとき、高額療養費、高額介護サービス費などの支給額は控除します。また、食費、居住費や特別療養環境室料（差額ベッド代）など、高額療養費または高額介護サービス費などで合算の対象にならないものは、高額医療・高額介護合算制度でも合算の対象となりません。

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、世帯内同一の医療保険の加入者について、保険適用医療費と介護保険利用料の自己負担額を合算し、その合算額が自己負担限度額（表1参照）を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

**1 合算の対象となる期間は？**  
平成27年8月1日から平成28年7月31日までの12カ月間の自己負担額を合算します。

**2 合算の対象となる自己負担額は？**  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の医療保険と介護保険の自己負担額を合算します。

表1 70歳以上の方がいる世帯の自己負担限度額（年間）

所得区分	後期高齢者医療+介護保険 [75歳以上]	国民健康保険または 健康保険組合等+介護保険 [70歳~74歳の方がいる世帯]
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
区分Ⅱ	31万円	31万円
区分Ⅰ	19万円	19万円

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の所得区分は以下のとおりです。

- 現役並み所得者・・・住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯
- 一般・・・「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の世帯
- 区分Ⅱ・・・住民税非課税の世帯のうち区分Ⅰ以外の世帯
- 区分Ⅰ・・・住民税非課税の世帯で、その世帯全員の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる世帯

70歳未満の方がいる世帯の自己負担限度額（年間）

所得区分	国民健康保険または健康保険組合等+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
上位所得世帯(ア)	212万円
上位所得世帯(イ)	141万円
一般(ウ)	67万円
一般(エ)	60万円
住民税非課税(オ)	34万円

国民健康保険の被保険者の所得区分は以下のとおりです。

- (ア) 所得(注1)の世帯合計が901万円を超える世帯
  - (イ) 所得の世帯合計が600万円を超え901万円以下の世帯
  - (ウ) 所得の世帯合計が210万円を超え600万円以下の世帯
  - (エ) 所得の世帯合計が210万円以下の世帯
  - (オ) 住民税非課税世帯
- (注1) 各種所得金額の合計から基礎控除の33万円を差し引いた金額のこと

**3 申請先は？**  
申請先は、平成28年7月31日（基準日）現在で加入していた医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険組合等）です。

**4 今年度の申請について**  
① 茂原市国民健康保険または茂原市在住で千葉県後期高齢者医療制度のいずれか一方の医療保険に、合算の対象となる全期間中、継続して加入していた方  
平成29年1月以降に、支給対象と見込まれる方へ通知する予定です。

② 健康保険組合等に継続して加入していた方  
加入していた健康保険組合等に申請してください。申請時には介護保険の「自己負担額証明書」が必要になります（あらかじめ高齢者支援課へお問い合わせてください）。詳しくは、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

③ 合算の対象となる期間中に、加入する医療保険の変更（例：健康保険、国民健康保険、国民健康保険（後期高齢者医療制度）や、介護保険の変更（例：市外からの転入）があった方  
このような場合、市では対象期間中の全ての自己負担額を把握できません。申請に関する通知はしませんので、ご自身で「自己負担額証明書」を揃えていただく必要があります。該当すると思われる方は、国保年金課までお問い合わせください。

### ◆支給額の計算例

73歳夫と72歳妻（ともに国民健康保険）2人暮らし、住民税非課税世帯（区分Ⅱ）の場合

73歳夫の自己負担額：医療保険の自己負担額20万円、介護保険の自己負担額 0円

72歳妻の自己負担額：医療保険の自己負担額 0円、介護保険の自己負担額20万円

世帯の自己負担合計額（40万円）-自己負担限度額（31万円）=支給額（9万円）

世帯の自己負担合計額	
73歳夫（医療保険の自己負担額）年間20万円	72歳妻（介護保険の自己負担額）年間20万円
自己負担限度額：31万円	
支給額：9万円	

お問い合わせは、  
国保年金課（2階）  
☎201503、FAX201600  
高齢者支援課（2階）  
☎201572、FAX201610へ。